

## (2) 貴石、貴金属、卑金属及びその製品、卑金属製の工具等(第71類-第83類)

### 第71類： 貴石、貴金属及び貴金属の製品、身近用模造細貨類等

第71類はHSの構成上、単独で第14部を構成している。第71.01項から第71.04項までには、天然又は養殖の真珠及びダイヤモンドその他の天然、合成又は再生の貴石又は半貴石(加工してあるかないかを問わないものとし、取り付けたもの及び糸通ししたものを除く。)を含み、第71.05項には、天然又は合成の貴石又は半貴石を加工する際に生ずるある種のくずを含む。第71.06項から第71.11項までには、貴金属又は貴金属を張った金属のうち、塊、一次製品又は粉状のもので、製品の段階までに到達してないものを含み、第71.12項には、貴金属又は貴金属を張った金属のくず及び主として貴金属の回収に使用する種類の貴金属又は貴金属の化合物を含有するくずを分類する。全部又は一部に、天然若しくは養殖の真珠、ダイヤモンドその他の天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石又は貴金属若しくは貴金属を張った金属を使用した製品は、第71.13項から第71.16項までに属する。第71.17項において身近用模造細貨類は、類注11に定める物品(天然若しくは養殖の真珠、天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石又は貴金属若しくは貴金属を張った金属を使用していないもの。)に限る。最後の第71.18項には貨幣(第97.05項の収集品を除く。)が分類される。

第71類に分類される物品に適用されるルールは、以下のとおり、すべてコンセンサス合意されている。

#### 【第71.01項： 真珠】

- オタワ方式のルールが適用され、養殖真珠の原産国は養殖された国、天然真珠の原産国は天然真珠を含む貝が採取された国となる。

#### 【第71.02項から第71.04項： ダイヤモンド、その他の貴石、半貴石】

- ダイヤモンドを含む貴石、半貴石に適用される品目別規則は、以下の2つのルールが適用される。
  - ◇ 当初のオタワ方式ルール(物品が自然な未加工の状態で作られた国)： 原石、単にひいてあり、クリーブされ、ブルートされたもの。

- ◇ CTSH ルール。ただし、物品が最終的な形状に切断され、研磨され、または仕上げられた場合に限るとし、磨かれたかどうかを問わない。

**【第71.05項：天然又は合成の貴石又は半貴石のダスト及び粉】**

- CTH ルールが適用され、塊その他の形状から小粒子の形状に変化することで原産性が与えられる。

**【第71.06項から第71.11項：貴金属及び貴金属を張った金属(塊、一次製品又は粉状)】**

- このカテゴリーでは、金、銀及び白金と、これらを張った卑金属とに分けられる。金、銀及び白金において、「粉」及び「粉状のもの」とは、目開きが 0.5 ミリメートルのふるいに対する通過率が全重量の90%以上のものをいう(第71類の号注1)ため、粉をスプリットし、「粉」から「粉に分類される箔(flakes)」の生産(CTSHS ルール)を実質的変更とし、その逆は不可(CTSH ルール)とした。
- 一次製品に至る以前の「加工してないもの」を、(i)精製したもの、(ii)合金のもの、及び(iii)その他に3分割し、(i)CTSHS ルール又は貴金属の電気、熱又は化学的分離による精製、(ii)CTSHS ルールによる合金化、(iii)CTH ルール又はオタワ・ルールによる自然な未加工のまま採取される場所となっている。
- 金及び銀の一次製品に対しては CTSH ルール、白金についてはスプリット項として CTHS ルールが適用され、その他の形状から一次製品への加工を実質的変更としている。
- 金、銀又は白金を張った卑金属は(iv)一次製品と(v)その他のものに二分され、(iv)一次製品については CTHS ルールにより項内変更を可能とし、(v)その他のものについては CTH ルールを採用し、第26類の鉍石からの変更で原産性を付与することとしている。

**【第71.12項：貴金属及び貴金属を張った金属(くず)】**

- 本項に対しては、典型的なオタワ・ルールが適用され、当該くずが生産に付随して生じた国又は消費によりくずとなった国を原産国とする。

**【第71.13項から第71.16項：身辺細貨類】**

- 部品等の身辺細貨を構成する個々の貴石、半貴石等から身辺細貨への変更を実質的変更と認め、第71.13項及び第71.14項では項をスプリットした上でスプリット項変更(CTHS)ル

ールを定め、第71.15項及び第71.16項では CTH ルールにより他の項に分類される材料を細貨類に加工することで実質的変更とする。

**【第71.17項： 身辺用模造細貨】**

- CTH ルールが採用され、それぞれの素材が身辺用模造細貨に仕上げられた国を原産国とする。

**【第71.18項： 貨幣(コイン)】**

- 本項には、各種の金属材料(貴金属を含む。)製の貨幣で、公式に定められた重量及びデザインを有し、法貨として使用するために政府の管理下で発行されたものが分類される。したがって、他国に発注して製造した金属貨幣の原産国が、当該発行国でない場合がありえる。

**第72類～第81類： 卑金属及びその製品**

第72類から第76類、第78類から第81類には、卑金属及びその製品が分類される。第15部の注3にあるとおり、「卑金属」とは、鉄鋼、銅、ニッケル、アルミニウム、鉛、亜鉛、すず、タングステン、モリブデン、タンタル、マグネシウム、コバルト、ビスマス、カドミウム、チタン、ジルコニウム、アンチモン、マンガン、ベリリウム、クロム、ゲルマニウム、バナジウム、ガリウム、ハフニウム、インジウム、ニオブ、レニウム及びタリウムをいう。また、部注8(a)においては「くず」が定義され、「金属の製造又は機械的加工の際に生ずる金属くず及び破損、切断、摩損その他の理由により明らかにそのままでは使用することができない金属の物品」をいう。これらは、完全生産品定義としての「くず」とも符合することから、「くず」が分類される項には例外なくオタワ・テキストが置かれている。

実質的変更を定める品目別規則の審議において、卑金属及びその製品は比較的取り組みやすい品目セクターとされ、鉄鋼及び鉄鋼製品のように分類が細分されている金属から第81類におけるように、一つの金属が一つの項として全ての製品・半製品を含むものまで、多種多用である。このため、鉄鋼及び鉄鋼製品においては HS 項をベースにルール決定を行ったが、その他の卑金属の製品においては製品の形状をベースとした以下のカテゴリー毎に(HS の構造にとらわれずに)、品目横断的な議論を行った。

- (i) 合金
- (ii) 精製
- (iii) くず
- (iv) 箔
- (v) 粉
- (vi) シート、foil
- (vii) 棒
- (viii) 線
- (ix) チューブ、パイプ
- (x) チューブ・パイプフィッティング
- (xi) ケーブル
- (xii) その他

結果として、項又は号は当該カテゴリーに従って再分割され、カテゴリー毎にそれぞれにルールセッティングが行われた。しかしながら、鉄鋼及び鉄鋼製品については技術革新を受けた各国提案が激しく衝突し、容易にコンセンサスが得られた訳ではなかった。特に、金属の被覆加工において、クラッド加工が1990年代では先端技術であったことから単なるメッキ加工との差別化に理解が得られず、特に鉄鋼製品の生産において世界をリードしていた我が国は非公式会合を開催してクラッド加工技術の実質的変更を訴えた。

#### 【第72類・第73類： 鉄鋼及び鉄鋼製品】

##### 第72.01項から第72.03項： 銑鉄、フェロアロイ等

- CTH ルールが適用され、鉄鋼石等の粗原料から一次形状等への変更で原産性が与えられる。

##### 第72.04項： ①鉄鋼のくず及び②鉄鋼の再溶解用のインゴット

- 鉄鋼のくず： オタワ・テキストをベースにしたもので、生産・消費により生じた国を原産国とする。
- 再溶解用インゴット： 同様にオタワ・テキストをベースにし、当該インゴットの元となるくず鉄等が派生した国を原産国とするルールが適用される。

##### 第72.05項： 鉄鋼等の粒及び粉

- 粒：溶解した鉄鋼を冷水中に又は蒸気の噴流に注入することで得られるショットと、ショットの破碎又は硬化した金属の板等を冷間破碎することにより得られるグリットとがあるが、双方とも CTH ルールで原産性が付与される。
- 粉：混合物か否かでルールが異なり、混合物の場合は同じ粉からの溶解又はアトマイゼーションを伴うことを条件に混合による原産性を認める。混合物でない場合には、号変更ルールが適用され粒からの加工が容認される。

#### 第72.06項：鉄又は非合金鋼のインゴットその他の一次形状のもの

- CTH ルールが適用される。鉄鉱石等の粗原料から取り出された銑鉄等からの鑄造により生産されるインゴットは CTH ルールによって原産性が付与される。

#### 第72.07項：鉄又は非合金鋼の半製品

- 「CTH、ただし第72.06項からの変更を除く。」第72.06項のインゴットその他の一次形状のものからの熱間圧延又は鍛造によって生産されることが多いが、第72.06項からの変更は容易であるとして実質的変更としない。

#### 第72.08項、第72.09項：熱間圧延又は冷間圧延により生産されたフラットロール製品(幅が600mm 以上)

- CTH ルールが適用され、熱間圧延又は冷間圧延されたフラットロール製品には原産性が付与される。

#### 第72.10項：クラッド、メッキ又は被覆されたフラットロール製品(幅が600mm 以上)

- 亜鉛メッキに波形加工したものを除き、①クラッド加工されたものに原産性を付与することはコンセンサス合意されている。その他の加工については、②スズメッキに加え印刷又はラッカー塗料されたもの、及び③その他の表面加工、被覆加工をしたものに原産性を付与することが議長提案となっている。

#### 第72.11項：フラットロール製品(幅が600mm 未満)

- フラットロール製品を熱間圧延されたものと冷間圧延されたものとに2分し、冷間圧延されたものについては項内変更(CTHS ルール)を許容し、熱間圧延された製品からの変更であっても実質的変更とする。一方、熱間圧延されたものに対しては、CTH ルールが適用される。

**第72.12項：フラットロール製品(幅が600mm 未満)**

- クラッド加工されたものとその他の加工がなされたものとに2分し、クラッド加工された製品については項内変更(CTHS ルール)を許容するが、単なる切断を実質的変更としないために第72.10項からの変更を除いている。その他の加工がなされた製品については、項内変更(クラッド加工されたものの更なる加工)を許容するルールが議長提案とされている。

**第72.13項～第72.15項：鉄又は非合金鋼の棒**

- それぞれ CTH ルールをベースとするが、第72.13項と第72.14項は相互に除外されている。

**第72.16項の鉄又は非合金鋼の形鋼**

- 原産地規則上、(i)熱間圧延された形鋼、(ii)冷間圧延された形鋼、(iii)クラッド加工された形鋼、及び(iv)その他の形鋼の4カテゴリーに分割される。
  - (i) 熱間圧延された形鋼：フラットロール等の製品になる以前の形状からの生産が求められ、また単なる切断又は屈曲による項の変更を実質的変更としない。
  - (ii) 冷間圧延された形鋼：同様に、フラットロール等の製品になる以前の形状からの生産が求められ、また単なる切断又は屈曲による項の変更を実質的変更としない。
  - (iii) クラッド加工された形鋼：項内の熱間又は冷間圧延された形鋼からの加工であっても実質的変更とするCTHS ルールを採用している。
  - (iv) その他の加工がなされた形鋼：議長提案として項内変更(CTHS)ルールが提案されている。

**第72.17項：鉄又は非合金鋼の線**

- CTH ルールを基本としながらも、第72.13項から第72.15項までに棒からの変更を認めない。ただし、チャプター・ノートに定義される「冷間成形」である結晶構造の変化を伴う冷間成形であればこれらの項からの変更を容認する。

**第72.18項：ステンレス鋼のインゴットその他の一次形状のもの及び半製品**

- CTH ルールが適用される。

**第72.19項、第72.20項： ステンレス鋼のフラットロール製品(幅が600mm以上)及びの同製品(600mm超)**

- 形鋼と同様に(i)熱間圧延されたもの、(ii)冷間圧延されたもの、(iii)クラッド加工されたもの、及び(iv)その他のものの4カテゴリーに分割され、
- (i) 熱間圧延されたフラットロール製品： 項の外に分類される素材からの生産を求められ特に単純な切断による項の変更を認めない。
  - (ii) 冷間圧延されたフラットロール製品： 熱間圧延されたフラットロール製品等の他のスプリット項からの変更を実質的変更とする。
  - (iii) クラッド加工されたフラットロール製品： 同様に他のスプリット項からの変更を容認し冷間圧延された製品からの変更をも容認する。
  - (iv) その他の加工がなされたフラットロール製品： 議長提案として他のスプリット項からの変更を容認する CTHS ルールが提案されている。

**第72.21項： ステンレス鋼の棒(熱間圧延をしたもので不規則に巻いたものに限る。)**

- 項変更をベースとしながらも、第72.22項からの変更は容易であるとして除いている。

**第72.22項： ステンレス鋼のその他の棒及び形鋼**

- 上の例と同様に4分割されるが、本項には棒と形鋼の両方が分類されるため、少し複雑な分割方法が取られている。
- (i) ステンレス鋼の棒で熱間圧延されたもの： 項変更ルールで第72.21項からの変更を相互に除いている。
  - (ii) ステンレス鋼の形鋼で熱間圧延されたもの： フラットロール等の製品になる以前の形状からの変更を求め、単なる切断又は屈曲による変更を容認しない。
  - (iii) ステンレス鋼の棒及び形鋼で冷間圧延されたもの： フラットロール等の製品になる以前の形状からの変更を求め、単なる切断又は屈曲による変更を容認しない。ただし、(i)のステンレス鋼の棒で熱間圧延されたものからの変更を許容する。

- (iv) ステンレス鋼の棒及び形鋼でクラッド加工されたもの：いずれのスプリット項からの変更も実質的変更とする。
- (v) ステンレス鋼の棒でその他の加工がなされたもの：項変更をベースとしながらも第72.21項からの変更を容易なものとして除いている。
- (vi) ステンレス鋼の形鋼でその他の加工がなされたもの：議長提案としてスプリット項変更ルールが提案されている。

#### 第72.23項：ステンレス鋼の線

- 項変更をベースとしながらも、第72.21項及び第72.22項の棒及び形鋼からの変更を実質的変更を認めない。しかしながら、これらの項からの変更がチャプター・ノートに規定される「冷間成形」に整合的に行われる場合には、実質的変更とする。

#### 第72.24項～第72.29項：その他の合金鋼及び合金鋼又は非合金鋼の中空ドリル棒

- これらの製品に対して適用されるルールは、ステンレス鋼のルールと同じ構成で同じ原則が適用される。
- インゴットその他の一次形状のもの、半製品：CTHルールが適用される。
- フラットロール製品(600mm以上又は600mm未満)：ただし、単純な切断によるスプリット項の変更を実質的変更とはしない。
  - (i) 熱間圧延されたフラットロール製品：項の外に分類される素材からの生産を求められ特に単純な切断による項の変更を認めない。
  - (ii) 冷間圧延されたフラットロール製品：熱間圧延されたフラットロール製品等の他のスプリット項からの変更を実質的変更とする。
  - (iii) クラッド加工されたフラットロール製品：同様に他のスプリット項からの変更を容認し冷間圧延された製品からの変更をも容認する。
  - (iv) その他の加工がなされたフラットロール製品：議長提案として他のスプリット項からの変更を容認するCTHSルールが提案されている。

- 棒及び形鋼： 上の例と同様に4分割されるが、棒と形鋼の両方が分類されるため、ステンレス製品と同様、少し複雑な分割方法が取られている。
  - (i) 棒で熱間圧延されたもの： 項変更ルールで第72.27項と第72.28項からの変更を相互に除いている。
  - (ii) 形鋼で熱間圧延されたもの： フラットロール等の製品になる以前の形状からの変更を求め、単なる切断又は屈曲による変更を容認しない。
  - (iii) 棒及び形鋼で冷間圧延されたもの： フラットロール等の製品になる以前の形状からの変更を求め、単なる切断又は屈曲による変更を容認しない。ただし、(i)の棒で熱間圧延されたものからの変更を許容する。
  - (iv) 棒及び形鋼でクラッド加工されたもの： いずれのスプリット項からの変更も実質的変更とする。
  - (v) 棒でその他の加工がなされたもの： 議長提案としてスプリット項変更ルールが提案されている。
  - (vi) 形鋼でその他の加工がなされたもの： 議長提案としてスプリット項変更ルールが提案されている。
- 項変更をベースとしながらも、第72.27項及び第72.28項の棒及び形鋼からの変更を実質的変更を認めない。しかしながら、これらの項からの変更がチャプター・ノートに規定される「冷間成形」に整合的に行われる場合には、実質的変更とする。